## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

◎女性の職業生活における活躍の推

進

#### に関する法律

(平成二七年九月四日法律第六四号)

提案理由(平成二七年五月二九日・衆議院内閣委員会)

おります。

及び内容の概要を御説明申し上げます。 おける活躍の推進に関する法律案につきまして、その提案理由 ○有村国務大臣 ただいま議題となりました女性の職業生活に

おります。

要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理 能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重 よって職業生活を営み、または営もうとする女性がその個性と 経済情勢の変化に対応していくためには、みずからの意思に して、本法律案を提出する次第です。 念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的 に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的と 急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会

> 則を三点定めております。 第一に、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本原

ようにすることを旨として行われなければならないこととして 供及びその活用を通じて、その個性と能力が十分に発揮できる 営もうとする女性に対する職業生活に関する機会の積極的な提 一点目は、みずからの意思によって職業生活を営み、または

可能となることを旨として行われなければならないこととして 二点目は、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が

の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければな 三点目は、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人

ける活躍の推進に関する基本方針を定めることとしておりま らないこととしております。 第二に、政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活にお

ります。 方針に即して、事業主行動計画策定指針を定めることとしてお 第三に、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、

第四に、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主 女性の職業生活における活躍の状況を把握し、改善すべき

す。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げま

行動計画を策定し、公表すること等としております。事情について分析した上で、事業主行動計画策定指針に即して

よう、女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公びに国及び地方公共団体の機関等は、女性の職業選択に資する第六に、常時雇用する労働者の数が三百人を超える事業主並しての行動計画を策定し、公表することとしております。

な事項を定めることとしております。 このほか、女性の職業生活における活躍の推進に関し、必要 表することとしております。

の効力を失うこととしております。また、この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、そ動計画の策定等については、平成二十八年四月一日としており、この法律の施行期日は、公布の日からとしておりますが、行

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございま

お願い申し上げます。 何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますよう

## 二、衆議院內閣委員長報告(平成二七年六月四日]

○井上信治君 ただいま議題となりました法律案につきまし

て、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ

進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的とする本案は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推

本案は、去る五月二十二日、本会議でものであります。

本委員会においては、同月二十九日有村国務大臣から提案理疑が行われた後、直ちに本委員会に付託をされました。本案は、去る五月二十二日、本会議において趣旨説明及び質

六月三日に、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党の由の説明を聴取しました。

修正案を一括して質疑を行いました。質疑終局後、採決いたしされ、同日、修正案の趣旨の説明を聴取し、次いで、原案及び社会の実現を目的に追加すること等を内容とする修正案が提出三会派共同提案により、本案に対し、男女の人権が尊重される

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

ましたところ、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと

以上、御報告申し上げます。

#### ○委員会修正の提案理由(平成二七年六月三日)

○泉委員 ただいま議題となりました女性の職業生活における

者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。活躍の推進に関する法律案に対する修正案につきまして、提出

を目的に追加することとしております。とを明確にするとともに、男女の人権が尊重される社会の実現とを明確にするとともに、男女の人権が尊重される社会の実現の社会基本法の基本理念にのっとり行われるべきものであるこ

第二に、女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、女性に対するは、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として行われなければならないものとすることとしておりを旨として行われなければならないものとすることとしております。

第三に、女性の職業生活における活躍の推進は、家族を構成等三に、女性の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な開等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的なよに、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑にとに、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑にといる。男女の職業生活における活躍の推進は、家族を構成とすることとしております。

ときに把握する事項として、労働時間の状況を追加することと第四に、一般事業主行動計画を定め、また変更しようとする

しております。

主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければなら業主行動計画に基づく取り組みを実施するとともに、一般事業第五に、一般事業主行動計画を定めた一般事業主は、一般事

ときに把握する事項として、勤務時間の状況を追加することとの第六に、特定事業主行動計画を定め、また変更しようとするないものとすることとしております。

以 こごうした」。 第七に、その他所要の規定を整理することとしております。

以上であります。

しております。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二七年六月三日

点について適切な措置を講ずるべきである。 政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たっては、

次の諸

鑑み、そのために必要な環境の整備を行うこと。しつつ職業生活における活動を行うことが重要であることにず、家庭生活における活動について自らの役割を円滑に果たず、家庭生活における活躍の推進には、男女の別を問わ

を省令によって状況把握の任意項目に加えることについて検主行動計画を策定するに当たっては、「男女の賃金の差異」り賃金格差の是正に向けた検討を行うこと。また、一般事業り賃金格差の是正に向けた検討を行うこと。また、一般事業に動計画を策定するに当たっては、「男女の賃金を整備するにとがら、女性がその職業生活にお向けた取組が重要であることから、女性がその職業生活にお

二 女性の輝く社会の実現において、男女間賃金格差の是正に

ガイドラインを策定することを速やかに検討するものとするに、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第九条の労働者の女性が占めていることに鑑み、その待遇改善のため三 非正規労働者の七割、かつ雇用者全体の四分の一を非正規

ついて検討すること。

るこれ。いて、その実施状況を確認し、必要な措置を講ずるものとすいて、その実施状況を確認し、必要な措置を講ずるものとす四一女性の活躍を一層推進する観点から、積極的改善措置につ

目に加えることについて検討すること。性労働者の割合等について、省令によって状況把握の任意項規労働者の割合及び自ら使用する女性労働者に占める正規女規労働者の割合及び自ら使用する女性労働者に占める正規女一般事業主行動計画の策定に当たって、男女の育児休業取

ること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

七 一般事業主による事業主行動計画に基づく取組の実施状況画策定指針において示すこと。

の公表を促進すること。

いて、内閣府令によって状況把握の任意項目に加えることにの割合及び任用する女性職員に占める正規職員の割合等につ得割合、男女間の給与格差、任用する職員に占める正規職員へ特定事業主行動計画の策定に当たって、男女の育児休業取

働者に対し支援を行う団体も構成員として加えるよう検討することに鑑み、すべての女性の活躍を促進する観点からも、た任用・勤務条件が確保できるよう引き続き配慮すること。た任用・勤務条件が確保できるよう引き続き配慮すること。た任用・勤務条件が確保できるよう引き続き配慮すること。

ること。 の男女比が特段の理由なく大きく偏ることのないよう配慮すの男女比が特段の理由なく大きく偏ることのないよう配慮すること。

0

二四四

制の強化を図るものとすること。
労働者又は企業からの相談等に迅速かつ的確に対応できる体十三 本法の施行に当たっては、その実効性を確保するため、

が行われております。

施行後三年の見直しについて、積極的に検討を行うこと。十四 社会における女性の活躍は目覚ましいことから、本法の

# 三、参議院内閣委員長報告(平成二七年八月二八日)

○大島九州男君 ただいま議題となりました両法律案につきま

進するための支援措置等について定めようとするものでありまび事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推出体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及おける活躍の推進について、その基本原則を定め、国、地方公おける活躍の推進について、その基本原則を定め、国、地方公は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案まず、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案

重される社会の実現を目的に追加すること等を内容とする修正るべきものであることを明確にするとともに、男女の人権が尊推進は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり行われなお、衆議院におきまして、女性の職業生活における活躍の

が、その詳細は会議録によって御承知願います。企業における女性活躍の推進等について質疑が行われましたる必要性、男女間の賃金格差是正に向けた取組、地方及び中小る必要性、男女間の賃金格差是正に向けた取組、地方及び中小る必要性、男女間の賃金格差是正に向けた取組、地方及び中小る必要性、男女間の策定に当たり雇用管理区分ごとに実態把握をするととも委員会におきましては、参考人から意見を聴取するととも

修正案が提出されました。

いたしました。 れ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定れ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定がいで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決さ

本法律案に対し附帯決議を行いました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二七年八月二五日)

を講ずべきである。 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置

するため、公労使により賃金格差の是正に向けて検討するこ において、意欲をもって能力を伸長・発揮できる環境を整備 男女間に賃金格差が存在する現状に鑑み、女性が職業生活

二 非正規労働者の七割、かつ雇用者全体の四分の一を非正規 労働者の女性が占めていることに鑑み、本法の実効性を担保 検討すること。 するため、本法に基づく実態把握、分析、目標設定、事業主 行動計画の策定・公表等は雇用管理区分ごとに行われるよう

すること。 変更等の機会の積極的な提供」などが盛り込まれるよう検討 加え、実際に使用している派遣先事業主により、 分析等がなされるとともに、事業主行動計画に「雇用形態の 派遣労働者については、派遣元事業主による実態把握等に 実態把握、

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

一般事業主が事業主行動計画を策定するに当たって、男女

占める正規女性労働者の割合等を省令によって状況把握の任 者に占める正規労働者の割合及び自ら使用する女性労働者に の育児休業取得割合、男女間の賃金格差、自ら使用する労働

Ŧī. たっては、労使の対話等により労働者の実態やニーズを的確 意項目に加えることについて検討すること。 一般事業主が事業主行動計画を策定し、又は変更するに当

に把握するよう、事業主行動計画策定指針において示すこ

六 一般事業主による事業主行動計画に基づく取組の実施状況

の公表を促進すること。

討すること。 ては、本法施行後の状況等を踏まえ、その見直しについて検 一般事業主行動計画策定の義務付けに係る規模要件につい

八 広報活動等を通じ、優れた取組を行う一般事業主の認定制 配慮するとともに、非正規労働者に対する処遇改善を認定の 事業主の認定に当たっては、基準の客観性が確保されるよう 度を周知することにより、一般事業主による女性の職業生活 における活躍に関する取組を促進すること。また、認定一般

特定事業主が事業主行動計画を策定するに当たって、男女

要件とすることを検討すること。

九

四五

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

とについて検討すること。の割合等を内閣府令によって状況把握の任意項目に加えるこめる正規職員の割合及び任用する女性職員に占める正規職員の育児休業取得割合、男女間の給与格差、任用する職員に占

に、その実態を把握すること。 任用・勤務条件が確保できるよう引き続き配慮するととも時・非常勤職員について、制度の趣旨、勤務の内容に応じたらことに鑑み、全ての女性の活躍を促進する観点からも、臨土 公務員の臨時・非常勤職員においても、女性が多数を占め

中二 地方公共団体においても本法及び本附帯決議に基づく適十二 地方公共団体においても本法及び本附帯決議に基づく適

て及び介護の支援に関する施策の推進を図ること。る子育て及び介護に支障が生じないよう、家庭における子育十三 家庭及び地域を取り巻く環境の変化等により家庭におけ

十四 配偶者からの暴力及びストーカー行為等により、女性の

職業生活における活躍が阻害されることがないよう、被害の

止に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等関連主の措置を促すことを検討するとともに、ハラスメントの防力の方式があるに、元の大工の方式が大きに一元的に対応する体制の整備について、事業の上及び被害者に対する相談・支援体制の充実を図ること。

討するとともに、男女雇用機会均等法の改正についても検討い環境となるよう、本法の施行後三年の見直しを積極的に検十六 固定的性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすする法律の改正を積極的に検討すること。

右決議する。